

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答.xlsx

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
区域30-003-01	福岡市	学生起業スタートアップビザ	<p>【現状】 大学においては、「起業教育」や「起業部」等、学生起業の関心は年々高まっている。 学生起業はリスクが少なく、事業に失敗してもその経験を活かせる上に、国内外で成功事例も多い。</p> <p>【課題】 外国人留学生の場合には、投資額500万円以上など、一定規模以上でなければ起業することができない。</p> <p>【提案内容】 日本人と同等の学生起業環境実現のため、留学中の在留資格「留学」からスタートアップビザ(特区制度、全国制度いずれも含む)への変更を認め、スタートアップビザでの在学が可能であることを明確化する。</p>	<p>【特区スタートアップビザへの変更の場合】 スタートアップビザは、「本邦に上陸しようとする外国人」を対象とし、「在留資格の変更」により活用することが認められていない。</p>	国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第16条の6第1項		法務省 内閣府	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る本提案については、御提案いただいた内容を踏まえて検討を進める。
				<p>【全国版スタートアップビザへの変更の場合】 スタートアップビザは、在学中に在留資格「留学」から在留資格の変更を行うことを認めていない。</p>	外国人起業活動促進事業に関する告示(平成30年経済産業省告示第256号)	在学中の在留資格の変更(留学→スタビザ)を認める。	法務省 経済産業省	外国人起業活動促進事業では、必ずしも大学を卒業していなくても、要件を満たせば「留学」からの在留資格の変更が可能である。仮に、「留学」から本件「特定活動」への在留資格変更許可申請がなされた場合には、個別の事情に応じて、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由の有無を判断することになる。
				<p>【特区・全国共通の課題】 スタートアップビザを取得した状況で、大学等への在学が認められることが明確化されていないことから、在留資格の変更に躊躇する状況が想定される。</p>	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条	スタートアップビザで、大学等への在学を認めることを明確にする。	法務省 経済産業省	御提案に関しては、明確化に係る周知方法等について検討を進める。